学校法人桑沢学園一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

[内容]

本学園の女性教職員が活躍できる雇用環境を整備し、性別にかかわらず、教職員がその能力を十分に発揮し、安心して長期就業できるように、次の行動計画を策定する。

[計画期間]

2022 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 3 1 日（4 年計画）

※今回は次世代法に基づく一般事業主行動計画の終了日（2026/3/31）に合わせて 4 年計画として策定する。2026 年 4 月以降は、次世代法と女性活躍推進法の両法に基づく行動計画の策定を検討する。

[目標と対策]

目標 1　職員採用において、性別にかかわらず公正な選考を行う。

＜対策＞

- 書類選考及び面接選考において、性別によって優遇措置を行わない。
- 選考の会議で「男性」「女性」であることを理由とした発言をしない。
- 面接官の無意識の性別のバイアスを排除する。
- 選考基準を明確にする。

目標 2　管理職に占める女性職員の割合を 2026 年度末までに 20 %以上にする。

＜対策＞

- ロールモデルとなる女性管理職の育成を行う。
- 若手や中堅職員のキャリア形成を支援する。
- 働き方に関する関係規程の整備見直しを行う。

目標 3　性別役割分担意識をなくし、男女ともに性別関係なく安心して働ける組織風土をつくる

＜対策＞

- 人員配置や評価、昇任等において、無意識の性別のバイアスを排除する。
- 無意識の性別役割分担意識からくる思考・言動に気づき、相手のことを考えて対応する。
- 性別や年齢ではなく、個人の人格を尊重し合い、安心して働ける組織をつくる。
- 学生に対しても、性別や年齢、国籍等にかかわらず、個人の人格を尊重し公平に接する。

● 上に掲げた対策は、社会の変化や本学園組織の状況に応じて、適宜更新します。

以上